平成２１年（フ）第２５２号
兵庫県加古川市平荘町新中山26番地の１
債務者　北川　昌子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３０１号
兵庫県姫路市岡田104番地１　第一手柄マンション605号
債務者　伊藤　俊幸
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０８号
鳥取県米子市尾高801番地11
債務者　赤松みゆき
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２１号
鳥取県米子市河崎1738番地56
債務者　清水　恵子
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２４号
鳥取県米子市福市655番地２
債務者　持田　　誠
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第７５９号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目21番36号
債務者　河野　一郎
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８３号
広島市安佐南区八木９丁目10番38―301号
債務者　山本　恵子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２８号
広島市佐伯区五日市中央３丁目16番９―202号
債務者　井田　義久
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５６号
広島市佐伯区湯来町大字和田995番地２
債務者　大藤　強一
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６５号
広島県東広島市安芸津町三津5563番地62
債務者　大山末子こと　李　　末子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８３号
広島市安芸区中野３丁目35番18―１号
債務者　菅田　　修
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９５４号
広島市南区宇品西３丁目１番39―901号
債務者　山本　和枝
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６４号
広島市西区庚午中４丁目19番26―402号
債務者　入江　貞雄
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７４号
広島市中区中町１番９号パオビル中町92503号室、住民票上の住所広島県東広島市八本松町飯田89番地
債務者　坂本知寿子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５３号
愛媛県新居浜市久保田町２丁目12番３号
債務者　加藤　文正
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９３号
愛媛県西条市喜多川字上川原291番８、住民票上の住所愛媛県西条市船屋乙30番地
債務者　星野　直希
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９５号
愛媛県西条市神拝甲276番地１
債務者　長門　ゆり（旧姓矢原）
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９８号
愛媛県西条市禎瑞1584番地
債務者　宮武　恭宏
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部